

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

物品調達審議委員会規程の一部を改正する訓令

物品調達審議委員会規程（昭和47年岩手県訓令第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 用品調達基金の効率的な運用及び物品の適正かつ効率的な調達を確保するため、本庁及び<u>広域振興局等</u>（<u>広域振興局又は地方振興局をいう。以下同じ。</u>）が所管するそれぞれの区域（以下「所管区域」という。）に物品調達審議委員会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあつては出納局管理課長、地方審議会にあつては<u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部管理主幹</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあつては予算調製課総括課長、管財課総括課長、出納局指導審査課長及び出納局出納担当課長を、地方審議会にあつては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。）の職員で、<u>広域振興局等</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから<u>広域振興局総務部長又は地方振興局企画総務部長</u>が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 委員長に事故があるときは、<u>あらかじめ委員長の指名する委員</u>がその職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本庁審議会の庶務は出納局において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局総務部又は地方振興局企画総務部</u>において処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 用品調達基金の効率的な運用及び物品の適正かつ効率的な調達を確保するため、本庁<u>並びに広域振興局及び広域振興局経営企画部地域振興センター</u>が所管するそれぞれの区域（以下「所管区域」という。）に物品調達審議委員会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 委員長は、本庁審議会にあつては出納局管理課長、地方審議会にあつては<u>広域振興局経営企画部の入札課長若しくは支出入札課長（県南広域振興局にあつては、総務部入札課長）又は地域振興センター支出入札課長</u>をもって充てる。</p> <p>3 委員は、本庁審議会にあつては予算調製課総括課長、管財課総括課長、出納局指導審査課長及び出納局出納担当課長を、地方審議会にあつては所管区域に所在する地方公所（予算規則（昭和39年岩手県規則第12号）第2条第2号に規定する地方公所をいう。）の職員で、<u>広域振興局又は広域振興局経営企画部地域振興センター</u>の課長又は当該課長の職と同等以上の職にあると認められるもののうちから<u>広域振興局の経営企画部長（県南広域振興局にあつては、総務部長）又は経営企画部地域振興センター所長（以下「広域振興局経営企画部長等」という。）</u>が指名する職員4人以上の者をもって充てる。</p> <p>(委員長)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 委員長に事故があるときは、<u>出納局長又は広域振興局経営企画部長等</u>が指名する者がその職務を代理する。</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 本庁審議会の庶務は出納局において、地方審議会の庶務は<u>広域振興局の経営企画部（県南広域振興局にあつては、総務部）又は経営企画部地域振興センター</u>において処理する。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。